

電気個別需給約款

電動車スマート充電プラン
電動車スマート充電 CO2 フリープラン

2025 年 4 月 1 日実施
新エリア追加

MC リテールエナジー株式会社

I	総則	3
第1条	適用	3
第2条	用語の定義	3
II	契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法	3
第3条	契約種別および料金	3
	(北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、北陸電力エリア、九州電力エリア)	4
	(関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア)	21
第4条	契約容量の算定方法について	34
III	日割計算	34
第5条	日割計算	34
附 則		37
別紙1	燃料費調整	38
別紙2	再生可能エネルギー発電促進賦課金	41
別紙3	負荷設備の入力換算容量	42
別紙4	契約負荷設備の総容量の算定	45
別紙5	ポイント還元割引の計算方法	46
別紙6	三菱自動車の対応車種一覧	47

I 総則

第1条 適用

1. 本電気個別需給約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、次の地域を供給区域として適用します。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

エリア名称	供給区域となる地域
北海道電力エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域となる北海道
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸電力エリア	北陸電力送配電株式会社の供給区域となる富山県、石川県、福井県（一部を除きます）、岐阜県の一部
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）
九州電力エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域となる福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 本個別約款は、電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。

第2条 用語の定義

1. おトクに充電シフトアプリ
三菱自動車工業株式会社（以下、「三菱自動車」といいます。）に代わり **Kaluza Limited** が運営する、別紙6（三菱自動車の対応車種一覧）に記載しているEV・PHEV（以下、「対応車種」といいます。）の充電制御を遠隔で行うためのアプリケーションのことをいいます。
2. MITSUBISHI CONNECT
三菱自動車が提供するコネクテッドサービスのことをいいます。
3. V2H
EV・PHEVのバッテリーを家庭用電源として活用するシステムのことをいいます。
4. 急速充電設備（CHAdeMO規格）
CHAdeMO規格などの、EV・PHEV用急速充電規格の設備のことをいいます。

II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法

第3条 契約種別および料金

契約種別および料金は、以下のとおりとします。

電灯需要

供給区域	契約種別
北海道電力エリア 東北電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン（60A以下）

東京電力エリア 中部電力エリア 北陸電力エリア 九州電力エリア	2. 電動車スマート充電プラン (6kVA～49kVA)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (60A 以下)
	4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA)
関西電力エリア 中国電力エリア 四国電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (6kVA 未満)
	2. 電動車スマート充電プラン (6kVA～49kVA)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA 未満)
	4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA)

(北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、北陸電力エリア、九州電力エリア)

1. 電動車スマート充電プラン (60 A 以下)

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(d) 申込み対象は個人または法人とします。

(e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。

(f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。

(g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。

※V2H や急速充電設備 (CHAdeMO 規格) は、本契約申込み条件の対象外です。

(h) MITSUBISHI CONNECT およびおトクに充電シフトアプリ（以下、「アプリ」といいます。）を登録している、もしくはこれから登録を予定していること。

(2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

(a) 電動車スマート充電プランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。

(b) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。

(c) 電動車スマート充電プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- ・ お客さまの対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際は、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。

- (d)お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性があります。他の小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (e) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流
(a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
- (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、お客さまの使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 料金
料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。
- (a) 基本料金
基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

北海道電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	394 円 60 銭
15 アンペア	591 円 90 銭
20 アンペア	789 円 20 銭
30 アンペア	1,183 円 80 銭
40 アンペア	1,578 円 40 銭
50 アンペア	1,973 円 00 銭
60 アンペア	2,367 円 60 銭

東北電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
------	----------

10 アンペア	359 円 60 銭
15 アンペア	539 円 40 銭
20 アンペア	719 円 20 銭
30 アンペア	1,078 円 80 銭
40 アンペア	1,438 円 40 銭
50 アンペア	1,798 円 00 銭
60 アンペア	2,157 円 60 銭

東京電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	295 円 24 銭
15 アンペア	442 円 86 銭
20 アンペア	590 円 48 銭
30 アンペア	885 円 72 銭
40 アンペア	1,180 円 96 銭
50 アンペア	1,476 円 20 銭
60 アンペア	1,771 円 44 銭

中部電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	297 円 00 銭
15 アンペア	445 円 50 銭
20 アンペア	594 円 00 銭
30 アンペア	891 円 00 銭
40 アンペア	1,188 円 00 銭
50 アンペア	1,485 円 00 銭
60 アンペア	1,782 円 00 銭

北陸電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	298 円 80 銭
15 アンペア	448 円 20 銭
20 アンペア	597 円 60 銭
30 アンペア	896 円 40 銭
40 アンペア	1,195 円 20 銭
50 アンペア	1,494 円 00 銭
60 アンペア	1,792 円 80 銭

九州電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
------	----------

10 アンペア	314 円 88 銭
15 アンペア	472 円 32 銭
20 アンペア	629 円 76 銭
30 アンペア	944 円 64 銭
40 アンペア	1,259 円 52 銭
50 アンペア	1,574 円 40 銭
60 アンペア	1,889 円 28 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

北海道電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 60 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 72 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 97 銭

東北電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 60 銭

東京電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 20 銭

中部電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 53 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 21 銭

北陸電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 72 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 34 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 36 銭

九州電力エリア

使用量	単価 (税込)
-----	---------

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 22 銭

(6) ポイント還元割引

- (a) ポイントの計算方法は別紙 5（ポイント還元割引の計算方法）に記載の通りです。
- (b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電プランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。
- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。電動車スマート充電プランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。
- (e) 電動車スマート充電プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合、ポイント還元割引が適用されません。

(7) 個別免責事項

- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (e) お客さまが電動車スマート充電プランを解約される場合、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(8) その他

- (a) 電動車スマート充電プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

2. 電動車スマート充電プラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
 - (d) 申込み対象は個人または法人とします。
 - (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。
 - (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
 - (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2H や急速充電設備 (CHAdeMO 規格) は、本契約申込み条件の対象外です。
 - (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録している、もしくはこれから登録を予定していること。
- (2) 特則
- 本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。
- (a) 電動車スマート充電プランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
 - (b) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
 - (c) 電動車スマート充電プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・ お客さまの対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - (e) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
 - (f) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約容量
- 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。
- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま
- す。
- ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。

(c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

北海道電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	394 円 60 銭

東北電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	359 円 60 銭

東京電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭

中部電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭

北陸電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	298 円 80 銭

九州電力エリア

契約容量	単価（税込）
------	--------

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	314 円 88 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。
北海道電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 60 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 72 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 97 銭

東北電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 60 銭

東京電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 20 銭

中部電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 53 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 21 銭

北陸電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 72 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 34 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 36 銭

九州電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 22 銭

(6) ポイント還元割引

(a) ポイントの計算方法は別紙 5（ポイント還元割引の計算方法）に記載の通りです。

(b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電プランで電力供給している需要場所に設

置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。

- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
 - (d) 電動車スマート充電プランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。
 - (e) 電動車スマート充電プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されていない場合には、ポイント還元割引が適用されません。
- (7) 個別免責事項
- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
 - (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (e) お客さまが電動車スマート充電プランを解約される場合、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (8) その他
- (a) 電動車スマート充電プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
 - (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン（60 A 以下）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。

- (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。
 - (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
 - (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2Hや急速充電設備（CHAdeMO規格）は、本契約申込み条件の対象外です。
 - (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録している、もしくはこれから登録を予定していること。
- (2) 特則
- 本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。
- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
 - (b) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
 - (c) 電動車スマート充電 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・ お客さまの対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - (d) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
 - (e) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流
- (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
 - (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、お客さまの使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 料金
- 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準

燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

北海道電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	394 円 60 銭
15 アンペア	591 円 90 銭
20 アンペア	789 円 20 銭
30 アンペア	1,183 円 80 銭
40 アンペア	1,578 円 40 銭
50 アンペア	1,973 円 00 銭
60 アンペア	2,367 円 60 銭

東北電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	359 円 60 銭
15 アンペア	539 円 40 銭
20 アンペア	719 円 20 銭
30 アンペア	1,078 円 80 銭
40 アンペア	1,438 円 40 銭
50 アンペア	1,798 円 00 銭
60 アンペア	2,157 円 60 銭

東京電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	295 円 24 銭
15 アンペア	442 円 86 銭
20 アンペア	590 円 48 銭
30 アンペア	885 円 72 銭
40 アンペア	1,180 円 96 銭
50 アンペア	1,476 円 20 銭
60 アンペア	1,771 円 44 銭

中部電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	297 円 00 銭
15 アンペア	445 円 50 銭
20 アンペア	594 円 00 銭
30 アンペア	891 円 00 銭

40 アンペア	1,188 円 00 銭
50 アンペア	1,485 円 00 銭
60 アンペア	1,782 円 00 銭

北陸電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	298 円 80 銭
15 アンペア	448 円 20 銭
20 アンペア	597 円 60 銭
30 アンペア	896 円 40 銭
40 アンペア	1,195 円 20 銭
50 アンペア	1,494 円 00 銭
60 アンペア	1,792 円 80 銭

九州電力エリア

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	314 円 88 銭
15 アンペア	472 円 32 銭
20 アンペア	629 円 76 銭
30 アンペア	944 円 64 銭
40 アンペア	1,259 円 52 銭
50 アンペア	1,574 円 40 銭
60 アンペア	1,889 円 28 銭

(c) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

北海道電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 60 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 72 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 97 銭

東北電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 60 銭

東京電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 00 銭

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 20 銭

中部電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 53 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 21 銭

北陸電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 72 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 34 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 36 銭

九州電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 22 銭

(b) 再エネ価値

「1月」につき、以下のとおりとします。

北海道電力エリア/東北電力エリア/東京電力エリア/中部電力エリア/北陸電力エリア/九州電力エリア

使用量	単価 (税込)
ご使用量 1 キロワット時につき	40 銭

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) ポイント還元割引

- (a) ポイントの計算方法は別紙 5 (ポイント還元割引の計算方法) に記載の通りです。
- (b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電 CO2 フリープランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。
- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
- (d) 電動車スマート充電 CO2 フリープランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT お

よびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。

- (e) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合には、ポイント還元割引が適用されません。

(7) 個別免責事項

- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (e) お客さまが電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約される場合は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(8) その他

- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2H や急速充電設備（CHAdeMO 規格）は、本契約申込み条件の対象外です。
- (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録している、もしくはこれから登録を予定していること。

(2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
 - (b) お客様の契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客様ご自身でお手続きをお願いします。
 - (c) 電動車スマート充電 CO2 フリープランをご契約中のお客様で、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきます。
 - ・ お客様の対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客様は、すみやかにご提出いただきます。
 - (d) お客様の電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
 - (e) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約容量
契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。
- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま
- す。
ただし、お客様の設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。
ただし、お客様の設備の状況により、かかるお申し出をお受けできない場合があります。
 - (c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客様と当社との協議によって定めることができます。
 - (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。
- (5) 料金

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 60 銭

東京電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 20 銭

中部電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 53 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 21 銭

北陸電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 72 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 34 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 36 銭

九州電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 27 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 22 銭

(b) 再エネ価値

「1月」につき、以下のとおりとします。

北海道電力エリア/東北電力エリア/東京電力エリア/中部電力エリア/北陸電力エリア/九州電力エリア

使用量	単価 (税込)
実際のご使用量 1 キロワット時につき	40 銭

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100%の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) ポイント還元割引

(a) ポイントの計算方法は別紙 5 (ポイント還元割引の計算方法) に記載の通りです。

(b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電 CO2 フリープランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、ま

たは翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。

- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
 - (d) 電動車スマート充電 CO2 フリープランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。
 - (e) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合には、ポイント還元割引が適用されません。
- (7) 個別免責事項
- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
 - (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (e) お客さまが電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約される場合は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (8) その他
- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
 - (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

（関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア）

1. 電動車スマート充電プラン（6kVA 未満）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。

- (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2Hや急速充電設備（CHAdeMO規格）は、本契約申込み条件の対象外です。
- (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録している、もしくはこれから登録を予定していること。

(2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 電動車スマート充電プランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
 - (b) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
 - (c) 電動車スマート充電プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・ お客さまの対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - (d) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
 - (e) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 最大需要容量
関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満（旧一般電気事業者の従量電灯 A 相当）であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6 キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。
- (5) 料金
料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。
- (a) 最低料金

最低料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。なお、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

関西電力エリア

最初の 15 キロワット時まで	433 円 41 銭/ 契約・月
-----------------	------------------

中国電力エリア

最初の 15 キロワット時まで	712 円 67 銭/ 契約・月
-----------------	------------------

四国電力エリア

最初の 11 キロワット時まで	665 円 89 銭/ 契約・月
-----------------	------------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

関西電力エリア

使用量	単価（税込）
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 68 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 60 銭

中国電力エリア

使用量	単価（税込）
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 15 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 35 銭

四国電力エリア

使用量	単価（税込）
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 40 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 40 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 76 銭

(6) ポイント還元割引

- (a) ポイントの計算方法は別紙 5（ポイント還元割引の計算方法）に記載の通りです。
- (b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電プランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。
- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
- (d) 電動車スマート充電プランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。

MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。

- (e) 電動車スマート充電プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合には、ポイント還元割引が適用されません。

(7) 個別免責事項

- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (e) お客さまが電動車スマート充電プランを解約される場合は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(8) その他

- (a) 電動車スマート充電プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

2. 電動車スマート充電プラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。
- (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。
- (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
- (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2H や急速充電設備（CHAdeMO 規格）は、本契約申込み条件の対象外です。
- (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録している、もしくはこれから登録を予定していること。

(2) 特則

本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 電動車スマート充電プランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
- (b) お客様の契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客様ご自身でお手続きをお願いします。
- (c) 電動車スマート充電プランをご契約中のお客様で、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
- ・ お客様の対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客様は、すみやかにご提出いただきます。
- (e) お客様の電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
- (f) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約容量
契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。
- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま
す。
ただし、お客様の設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。
ただし、お客様の設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。
- (c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客様と当社との協議によって定めることができますものとします。
- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。
- (5) 料金
料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、

電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 94 銭

中国電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	391 円 90 銭

四国電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	360 円 10 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

関西電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 95 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 05 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 10 銭

中国電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 70 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 05 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 80 銭

四国電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 58 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 30 銭

(6) ポイント還元割引

(a) ポイントの計算方法は別紙 5（ポイント還元割引の計算方法）に記載の通りです。

- (b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電プランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。
 - (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
 - (d) 電動車スマート充電プランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。
 - (e) 電動車スマート充電プランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合には、ポイント還元割引が適用されません。
- (7) 個別免責事項
- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
 - (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (e) お客さまが電動車スマート充電プランを解約される場合は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (8) その他
- (a) 電動車スマート充電プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
 - (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン（6kVA 未満）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (d) 申込み対象は個人または法人とします。

- (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。
 - (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
 - (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2Hや急速充電設備（CHAdeMO規格）は、本契約申込み条件の対象外です。
 - (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録している、もしくはこれから登録を予定していること。
- (2) 特則
- 本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。
- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
 - (b) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
 - (c) 電動車スマート充電 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきます。
 - ・ お客さまの対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - (e) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
 - (f) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 最大需要容量
- 関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満（旧一般電気事業者の従量電灯 A 相当）であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6 キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。
- (5) 料金
- 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準

燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 最低料金

最低料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。なお、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

関西電力エリア

最初の 15 キロワット時まで	433 円 41 銭/ 契約・月
-----------------	------------------

中国電力エリア

最初の 15 キロワット時まで	712 円 67 銭/ 契約・月
-----------------	------------------

四国電力エリア

最初の 11 キロワット時まで	665 円 89 銭/ 契約・月
-----------------	------------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、「1月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

関西電力エリア

使用量	単価（税込）
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 68 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 60 銭

中国電力エリア

使用量	単価（税込）
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 15 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 35 銭

四国電力エリア

使用量	単価（税込）
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 40 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 40 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 76 銭

(c) 再エネ価値

「1月」につき、以下のとおりとします。

関西電力エリア/中国電力エリア/四国電力エリア

使用量	単価（税込）
ご使用量 1 キロワット時につき	40 銭

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)100%の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構

成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) ポイント還元割引

- (a) ポイントの計算方法は別紙 5（ポイント還元割引の計算方法）に記載の通りです。
- (b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電 CO2 フリープランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。
- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
- (d) 電動車スマート充電 CO2 フリープランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。
- (e) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合には、ポイント還元割引が適用されません。

(7) 個別免責事項

- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (e) お客さまが電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約される場合は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

(8) その他

- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
 - (d) 申込み対象は個人または法人とします。
 - (e) 戸建住宅に居住し、当該個別住宅の電力設備が、小売電気事業者と電力契約を締結できる状態であること。集合住宅に居住のお客さまの場合、同一需要場所内に普通充電器が設置されており、当社が供給可能と判断すること。
 - (f) お客さま、または同居家族の名義で対応車種を所有していること。
 - (g) 当該需要場所内に、対応車種を充電するための普通充電器設備が設置されていること。
※V2H や急速充電設備（CHAdemo 規格）は、本契約申込み条件の対象外です。
 - (h) MITSUBISHI CONNECT およびアプリを登録し、もしくはこれから登録を予定していること。
- (2) 特則
- 本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。
- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランは、1 需要場所ごとに、電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。ただし、電動自動車用充電設備 1 台に対して対応車種を複数台所有する場合でも契約は可能です。
 - (b) お客さまの契約にかかわる内容の変更は、必要に応じて MITSUBISHI CONNECT およびアプリにてお客さまご自身でお手続きをお願いします。
 - (c) 電動車スマート充電 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認された場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきます。
 - ・ お客さまの対応車種の保有を確認できない場合、対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求めることがあります。その際、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - (e) お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、電動車スマート充電プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。
 - (f) エネファーム、蓄電池、HEMS、太陽光を利用している場合、充電制御効果および HEMS の制御効果を十分に得ることができない可能性があります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約容量
- 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。
- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま
- す。
- ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合があります。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合があります。

(c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および再エネ価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 94 銭

中国電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	391 円 90 銭

四国電力エリア

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	360 円 10 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

関西電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 95 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 05 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 10 銭

中国電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 70 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33 円 05 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 80 銭

四国電力エリア

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 58 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 30 銭

(c) 再エネ価値

「1月」につき、以下のとおりとします。

関西電力エリア/中国電力エリア/四国電力エリア

使用量	単価（税込）
ご使用量 1 キロワット時につき	40 銭

本プランでは、お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素(CO2)排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。なお、実際の当社の電源構成・非化石証書使用状況・CO2 排出係数は、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/>) で閲覧可能です。

(6) ポイント還元割引

- (a) ポイントの計算方法は別紙 5（ポイント還元割引の計算方法）に記載の通りです。
- (b) ポイント還元割引については、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録し、アプリを使用し、対応車種を、電動車スマート充電 CO2 フリープランで電力供給している需要場所に設置してある充電器にて充電した場合に対象となり、充電実施月の翌月分、または翌々月分の電気料金のご請求にてポイント還元割引します。ただし、当該ポイント還元割引については、プランが変更になった時までの充電のみを対象として行うものとし、プラン変更の当日以降の充電実施分については対象とはなりません。
- (c) ポイント還元割引が電気料金に反映される前に当社との契約が終了した場合、ポイント還元割引は適用されません。
- (d) 電動車スマート充電 CO2 フリープランのポイント還元割引は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの両方を登録しなければ適用されません。ただし、MITSUBISHI CONNECT およびアプリのどちらか一方、もしくは両方を登録していない場合でも、原則電力契約は継続します。MITSUBISHI CONNECT およびアプリの解約条件などはそれぞれの規約をご確認ください。
- (e) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約されたのち、再度当該プランに加入する際、MITSUBISHI CONNECT およびアプリに再度登録されない場合には、ポイント還元割引が適用されません。

(7) 個別免責事項

- (a) 当社は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (d) お客さまの設備・車両等の不具合及び障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (e) お客さまが電動車スマート充電 CO2 フリープランを解約される場合は、MITSUBISHI CONNECT およびアプリはお客さまご自身で必要に応じ解約、またはアプリの削除をしてください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (8) その他
- (a) 電動車スマート充電 CO2 フリープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は、発行手数料として 220 円（税込）を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
 - (b) 当社で不正利用を把握した場合、基本約款第 30 条（契約の解除および期限の利益の喪失）に則り、当社はお客さまとの契約を解除することがあります。

第 4 条 契約容量の算定方法について

1. 第 3 条（電灯需要料金表）以下の各契約種別(4)(b)の場合の契約容量は次により算定します。

供給区域	契約種別
北海道電力エリア 東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア 北陸電力エリア 九州電力エリア	2. 電動車スマート充電プラン（6kVA～49kVA） 4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA）
関西電力エリア 中国電力エリア 四国電力エリア	2. 電動車スマート充電プラン（6kVA～49kVA） 4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA）

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
- ・ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1 / 1000
- なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
- ・ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1 / 1000
2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

III 日割計算

第 5 条 日割計算

1. 当社は、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。
- (1) 基本料金、最低料金または、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。
- ・ 「1 月」の該当料金 × （日割計算対象日数/計量期間等の日数）
- 該当料金とは、基本料金、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。

- (2) 最低料金適用電力量は、以下の算式により算定します。なお、最低料金適用電力量とは、第1項第(1)号で算出された最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、基本約款第16条(料金の算定)第1項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

(a) 以下の契約種別の場合

供給区域	契約種別
関西電力エリア 中国電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (6kVA 未満)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA 未満)

・最低料金適用電力量 = 15 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)

(b) 以下の契約種別の場合

供給区域	契約種別
四国電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (6kVA 未満)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA 未満)

・最低料金適用電力量 = 11 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)

- (3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第16条(料金の算定)第1項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。

(a) 以下の契約種別の場合

供給区域	契約種別
北海道電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (60A 以下)
	2. 電動車スマート充電プラン (6kVA～49kVA)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (60A 以下)
	4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA)

・第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

・第2段階料金適用電力量 = 160 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(b) 以下の契約種別の場合

供給区域	契約種別
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア 北陸電力エリア 九州電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (60A 以下)
	2. 電動車スマート充電プラン (6kVA～49kVA)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (60A 以下)
	4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA)
関西電力エリア	2. 電動車スマート充電プラン (6kVA～49kVA)

中国電力エリア 四国電力エリア	4. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA～49kVA)
--------------------	--------------------------------------

・第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×(日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

・第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×(日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(c) 以下の契約種別の場合

供給区域	契約種別
関西電力エリア 中国電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (6kVA 未満)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA 未満)

・第1段階料金適用電力量＝105キロワット時×(日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

・第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×(日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(d) 以下の契約種別の場合

供給区域	契約種別
四国電力エリア	1. 電動車スマート充電プラン (6kVA 未満)
	3. 電動車スマート充電 CO2 フリープラン (6kVA 未満)

・第1段階料金適用電力量＝109キロワット時×(日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

・第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×(日割計算対象日数/計量期間等の日数)
 なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (4) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。
2. 基本約款第16条(料金の算定)第1項第(1)号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、基本約款第16条(料金の算定)第1項第(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。

附 則

1. 個別約款の実施期日

本個別約款は、2025 年 4 月 1 日から実施します。

2. 標準周波数についての特別措置

- (1) この個別約款実施の際、東北電力エリアおよび東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。

イ 東北電力エリアにあたっては、妙高市および糸魚川市

ロ 東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部

- (2) この個別約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給します。

・長野県の一部

別紙1 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）は別表2、基準単価（銭）は別表3、4に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「検針日」を「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3、4 に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

ただし、第 3 条（契約種別および料金）の「関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア」1、3. の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。

なお、最低料金適用電力量とは、関西電力エリア、中国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで、四国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

別表 1：燃料費調整単価算出係数

供給地域	α	β	γ
北海道電力エリア	0.1874	0.0899	1.0036
東北電力エリア	0.0259	0.2563	0.8915
東京電力エリア	0.0048	0.3827	0.6584
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力エリア	0.0415	0.0745	1.2499
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994
四国電力エリア	0.0875	0.0770	1.1770
九州電力エリア	0.0053	0.1861	1.0757

別表 2：基準燃料価格

供給地域	基準燃料価格
北海道電力エリア	80,800 円
東北電力エリア	83,500 円
東京電力エリア	86,100 円
中部電力エリア	45,900 円
北陸電力エリア	79,800 円
関西電力エリア	27,100 円
中国電力エリア	80,300 円
四国電力エリア	80,000 円
九州電力エリア	27,400 円

別表 3：第 3 条（契約種別および料金）の「関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア」
1、3.の契約種別の場合の基準単価

供給地域			基準単価
関西電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47.5 銭
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.5 銭
中国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18.5 銭
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21.2 銭
四国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69.4 銭
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15.4 銭

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表 4：基準単価

供給地域		基準単価
北海道電力エリア	1 キロワット時につき	17.3 銭
東北電力エリア	1 キロワット時につき	19.7 銭
東京電力エリア	1 キロワット時につき	18.3 銭
中部電力エリア	1 キロワット時につき	23.3 銭
北陸電力エリア	1 キロワット時につき	16.5 銭
関西電力エリア	1 キロワット時につき	16.5 銭
中国電力エリア	1 キロワット時につき	21.2 銭
四国電力エリア	1 キロワット時につき	15.4 銭
九州電力エリア	1 キロワット時につき	13.6 銭

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1 月」の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

別紙 3 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の (1) から (4) によります。

(1) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

(2) ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものとします。

(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

(c) 出力がワット容量のものは、換算容量を参照してください。			
出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）× 93.3 パーセント
出力（キロワット）× 125.0 パーセント

3. レントゲン装置

装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。）	最高定格管電圧 （キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流） （ミリアンペア）	換算容量（入力） （キロボルトアンペ ア）
治療用装置			定格 1 次最大入力 （キロボルトアン ペア）の値としま す。
診察用装置	95 キロボルトピー ク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

(1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

・入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(2) (1)以外の場合

・入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

5. その他

(1) 1、2、3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙 4 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (b) (a)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定します。

別紙 5 ポイント還元割引の計算方法

1. 割引の対象となるポイントについては、三菱自動車が取得する車両データならびに、当社の充電制御による電源調達費用の改善額をもとに、**Kaluza Limited**および当社で算定します。なお、お客様の充電行動や外部環境により還元されるポイントが変化する可能性があります。
2. 当社は1ポイントを1円としてお客さまへ還元します。還元は、毎月のお客さまの電気料金より還元額を割り引く形で実施します。

別紙 6 三菱自動車の対応車種一覧

対応車種一覧
アウトランダーPHEV（コネクティッド機能つき）（2022 年モデル以降）